

【韓国】第 17 代国会で成立した主要法律

* 2008 年 5 月末に 4 年間の任期を終えた第 17 代国会(2004~2008 年)は、まさに「働く国会」であった。議員発議法律案は第 16 代の 3.3 倍になり、全法律案の 85%が議員によるものであった。政府提出法案に対しても、可決された法案の 84%になんらかの形で修正が加えられていた。ここでは、第 17 代国会期間における主要な立法を、委員会ごとに紹介する。

以下は、韓国国会事務処発行の『国会報』(2008 年 4 月)第 17 代国会特集に掲載された情報(注)をもとに、筆者が加筆したものである。法律名の後に、全面改正、一部改正等の記載のないものは新規に制定された法律である。

<国会運営委員会>

1 国家財政法

既存の予算会計法と基金管理基本法を統合し、国家財政運営の基本法として新規に制定された。財政運営の効率化、透明化、健全化を目指した法律。

2 公共機関の運営に関する法律

公共機関運営のための基本的な枠組みを定め、公共機関の範囲、類型、評価監督システム等について規定し、自律的な経営の確立による国民サービスの増進を目指す法律。

3 国会立法調査処法

立法活動に資する関連情報を、迅速かつ正確に提供するため、米国議会調査局(CRS)をモデルとする国会内立法調査専門機関を設立するよう定める。

<法制司法委員会>

1 腐敗財産の没収及び回復に関する特例法

国連腐敗防止条約を効果的に履行するため、腐敗財産の没収及び追徴、回収等に関する特例を定める法律。

2 秩序違反行為規制法

秩序違反行為の成立と過料処分とに関する法律関係が明確になるよう改善し、過料の実効性を向上させ、過料の賦課等の手続きを一元化することにより、義務履行を確保する手段としての機能を効果的なものとする。

3 家族関係の登録等に関する法律

男系血統継承を重視する戸主制を廃止したことを受け、個人別編製方式の新しい身分登録制度の新設及び家族関係登録事務の管掌機関や手続き等に関する事項を定める法律。

<政務委員会>

1 政府業務評価基本法

統合的な成果管理システムを構築し、自律的な評価力を強化し、国政運営の能率、効果、

責任性を向上させるための法律。

2 独占規制及び公正取引に関する法律（一部改正）

財閥による市場寡占を制限するための「出資総額制限制度」（純資産の25%以上を系列企業の経営支配を目的に出資することを禁止する）の適用対象となる企業集団の範囲を、資産総額6兆ウォンから10兆ウォンに、純資産の25%から40%に各々調整する。

3 国家有功者等の礼遇及び支援に関する法律（一部改正）

朝鮮戦争に参戦した参戦有功者を、名誉と自負心が高まるよう国家有功者の範囲に含めるが、支援や礼遇については既存の「参戦有功者礼遇に関する法律」によるものとする。

<財政経済委員会>

1 資本市場及び金融投資業に関する法律

資本市場の活性化のため、既存の進入障壁を取り除き、金融市場への規制を「機関別」から「機能別」に移行させることで資本市場におけるこれまでの法体系を画期的に改編したもの。投資者保護についても強化している。

2 租税特例制限法（一部改正）

04年3回、05年2回、06年1回、07年2回、08年1回の9回にわたる改正が行われた。特にこの時期に社会問題となった失業・雇用創出や起業への支援、建設廃棄物のリサイクル促進、高齢化や所得両極化への対応、高油価やFTA締結の影響を受ける中小企業や農漁民等への負担軽減、社会的企業に対する税制支援等の法改正が行われた。

3 国家会計法

政府に複式簿記・発主義会計制度を導入し、財務会計方式による国家財務報告書を作成して国会に提出するよう規定する。

<統一外交委員会>

1 韓・ASEAN間FTA批准

2005年2月23日交渉開始、2006年5月16日署名、2007年6月1日発効。チリ、シンガポール、EFTA（欧州自由貿易連合）に続く4つめのFTA発効。

2 旅券法（全面改正）

国際犯罪及びテロを防止するためセキュリティーを強化した電子旅券制度を導入し、過度に抽象的に規定していた旅券発給拒否事由を具体的に規定する等の改正。

3 開城工業地区支援に関する法律

北朝鮮の開城工業地区に投資した企業を保護・支援し、投資の安定性を保障して、開城工業地区の開発と運営を促進する。

<国防委員会>

1 国防改革に関する法律

一貫性をもって持続的に国防改革を推進するための法律。文民基盤の拡大、三軍の均衡発展、技術集約型軍構造への改編、新しい兵営文化の定着等を主要内容とする。

2 防衛事業法

武器導入、軍事物資調達、軍施設の工事等の業務を総括的に扱う防衛事業庁の新設（2006年1月1日）により、防衛事業に関する基本的な事項を体系化し、防衛事業の推進における透明性、専門性、効率性を高めるための法律。

3 軍責任運営機関の指定及び運営に関する法律

国防改革の一環として、国防業務の専門性及び効率性を高めるため、戦闘及び作戦と直接的な関連が少ない支援分野の業務を遂行している非戦闘部門を責任運営機関に転換し、運営の独立性を保障して、組織、人事、予算、会計等に関する特例を定める法律。

<行政自治委員会>

1 政府組織法（全面改正）

李明博新政権の目標である「小さな政府」実現のため、「2院18部4処18庁4室10委員会」の中央行政機関を、「2院15部2処18庁3室5委員会」に縮小する。

2 地方税法（一部改正）

財産税の税収格差により、ソウル特別市内の自治区間に財政不均衡があることから、区税である財産税の一部をソウル特別市と特別市の自治区が共同課税し、ソウル市税として課税された財産税を自治区に交付するようにする。

3 太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律

太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者及びその遺族に対し、人道的な面から国が慰労金等を支払うよう規定する法律。

<教育委員会>

1 法学専門大学院の設置及び運営に関する法律

司法改革の一環として2010年から運営されるロースクールの設置、運営に関する基本的な事項を規定する法律。

2 私立学校法（一部改正）

臨時理事の選任、解任等の審議をするために、私学紛争調停委員会を設置し、開放理事推薦委員会制度を導入し、理事長の兼職制限と学校長の重任制限を緩和する。

3 地方教育財政交付金法（一部改正）

地方教育財政の安定的な確保のため、国からの地方教育財政の交付金の比率を引き上げ、また、地方の教育活性化のために市・道知事が教育施設・環境の改善等において支援事業を行う根拠を新設する。

<科学技術情報通信委員会>

1 核融合エネルギー開発振興法

エネルギー問題を根本的に解決できる高効率エネルギーとして再び注目されている核融合エネルギーの開発を促進するため、法的及び制度的な枠組みを規定する。

2 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律（一部改正）

立法情報

個人情報の漏洩、プライバシーの侵害等の問題に対処するため、個人情報の収集、利用、提供等に関する手続きを強化し、社会的な影響力が大きい情報通信サービス提供者等に対し、インターネットにおける本人確認制度を導入する。

3 位置情報の保護及び利用等に関する法律

移動通信技術の急速な発達に伴い普及した位置情報について、申請・許可等の手続きを定めることによりプライバシー侵害の防止をはかる一方、技術開発や標準化等を支援する根拠規定をおく。

<文化観光委員会>

1 ゲーム産業振興に関する法律（一部改正）

ギャンブル性の高いゲーム機が広まり、景品用商品券の不法な換金が社会問題となったため、ゲームやゲームセンターに対する管理を強化するよう改正された。

2 射幸（ギャンブル）産業統合監督委員会法

ギャンブル産業を統合的に監督することができる監督委員会を設置し、ギャンブルによる弊害を防止して健全な余暇及びレジャー産業として発展させるための法律。

3 映画及びビデオの振興に関する法律（一部改正）

米国との FTA 締結によるスクリーンクォータ制度の縮小により萎縮が予想される韓国映画産業の持続的な発展のため、映画発展基金を新設する。

<農林海洋水産委員会>

1 セマングム事業促進のための特別法

セマングム地域（全羅北道の広大な干潟。大規模な干拓事業が実施されており、環境破壊との批判がある）を親環境的かつ体系的に開発するためのセマングム総合開発計画の策定根拠をおき、規制緩和等の制度補完を行う法律。

2 食品産業振興法

食品技術の開発支援、専門人材の育成、食品関連の認証制や品質規格基準の導入等を規定し、農産物の付加価値を高め、食品の品質向上や関連産業の発展、消費者の利益向上に貢献するための法律。

3 遠洋産業発展法

資源の減少、国際機関による規制の強化、経費の上昇、国際貿易環境の変化等により危機に瀕している遠洋漁業を「遠洋産業」に転換し、海外投資の拡大や流通、加工等の関連事業の発展を支援するのに必要な事項を規定するもの。

<産業資源委員会>

1 知能型ロボット開発及び普及促進法

次世代の成長産業である知能型ロボットの開発及び普及に関する基本計画と年度別実行計画を策定し、知能型ロボット産業振興のための政策の策定及び開発等に当る韓国ロボット産業振興院を設立する。

2 中・低水準放射性廃棄物処分施設の誘致地域支援に関する特別法

中・低水準放射性廃棄物処分施設の円滑な建設及び運営のため、誘致地域の発展と住民の生活向上のために処分施設の誘致地域に対する制度的な支援体制を規定する。

3 在来市場育成のための特別法（全面改正）

庶民層の生活基盤である全国の市場は、施設老朽化や大型流通店出現等により萎縮している。そのため、市場管理者を指定して商業基盤施設等をシステムティックに管理するようにし、在来市場の再開発事業を遅延させる各種規制を廃止する等の改正を行った。

<保健福祉委員会>

1 国民年金法（全面改正）

年金財政の長期的な安定を図るため、給付水準を平均所得月額額の 60% から 40% に引き下げる。2 と合わせた改正。

2 基礎老齢年金法（一部改正）

65 歳以上の全高齢者のうち 60%（2009 年からは 70%）に平均所得月額額の 5% に相当する金額を基礎老齢年金として支給する。1 と合わせた改正。

3 老人長期療養保険法

高齢、老人性疾病等の事由により、一人で日常生活を送るのが難しい高齢者に、療養サービスを提供する社会保険制度を導入する。日本の介護保険制度を参考に導入された。

<環境労働委員会>

1 環境保健法

産業団地や鉱山近隣の地域住民に健康被害が生じていることから、国民の健康を保護するために、環境影響評価や有害因子の危険性管理等、国が総合的な環境保健施策を策定し、国民の健康を保護する観点から環境政策を執行するための法律。

2 労働組合及び労働関係調整法（一部改正）

盧武鉉前大統領による「労使関係先進化法」の一つ。争議行為賛否投票の公正性及び透明性の向上、必須公益事業に対する職権仲裁制度の廃止等について定める。先送りされてきた複数労組の許容と労働組合専従者給与支給禁止規定の施行は、更に 3 年間延期された。

3 最低賃金法（一部改正）

一般タクシー運送業務において、運転業務に従事する労働者の最低賃金に算入される賃金の範囲から「生産高に伴う賃金」を除外し、実質的に最低賃金が保障されるようにした。

<建設交通委員会>

1 不渡り公共建設賃貸住宅賃借人保護のための特別法

社会問題となっていた不渡り公共賃貸住宅について賃借人の保証金を全額補償し、国民賃貸住宅として既存の賃借人に対し優先居住権を付与する等の特別法。

2 東・西・南海岸圏発展特別法

親環境的かつ持続可能な東・西・南海岸圏の発展のための発展総合計画策定と円滑な開

発事業の推進のための各種負担金の減免、関連認可・許可の擬制、入居企業に対する賃貸料の減免、国庫補助金の補助率を引き上げる等の特例を規定する。

3 土地利用規制法

個別法令により、多くの土地利用規制が導入され複雑になっているため、規制新設の制限、既存の特別地域や特別地区の評価及び整備、是正時の住民からの意見聴取等について規定を定め、土地利用規制の透明性を確保して国民の土地利用の便宜を図る法律。

<情報委員会>

1 国家情報院職員法（一部改正）

政府の各省庁の人事運営の自律性を強化する国家公務員法改正を受け、国家情報院所属4、5級公務員の新規任用及び昇進任用権等について国家情報院長に委任する内容。

<女性家族委員会>

1 家族親和社会環境醸成の促進に関する法律

国や地方自治体にワーク・ライフ・バランス促進のための計画の策定等を義務付け、「家族親和指数」を開発した上で、各機関や企業への評価を行う等、少子高齢化対策の一環として「家族親和社会」を目指す法律。

2 多文化家族支援法

急増する国際結婚による「多文化家族」のため、生活情報提供及び教育支援、平等な家族関係の維持、産前産後健康管理の支援、保育・教育の支援、多文化家族支援センターの指定等、多文化家族に対する支援政策の制度的な枠組みを規定するもの。

3 性売買防止及び被害者保護等に関する法律（一部改正）

国内外の性売買実態調査を3年ごとに実施するようにし、性売買予防教育の実施主体を拡大し、海外性売買被害者に対する保護、支援活動を行う非営利法人又は団体に対する費用補助の根拠を置く。

これらの立法について『国会報』では、「国家運営や国民生活の大きな枠組みの変化をもたらす」重要なものが多く「各分野でより先進的なシステムを構築し、国民生活を安定させる基礎固めをした」と評価している。一方、会期中に可決できなかった代表的な議案としては、韓米 FTA の批准案を挙げている。

注

김현아 (キム・ヒョンア：広報担当官室) 「선진 국가운영과 국민생활 안정의 기초 마련—제 17대 국회에서 통과된 위원회별 주요 법률들」(先進的な国家運営と国民生活安定の基礎を整えた—第17代国会で可決された委員会別主要法律) 『国会報』 No. 497, 2008. 4, pp. 30-33.

(白井 京・海外立法情報課)